

山梨県立図書館指定管理者業務仕様書(5 自主事業)

No.	業務	内容	仕様・条件等	備考
1	自主企画事業の実施	<p>○民間事業者としてのノウハウを活かし、指定管理者の費用と責任において、柔軟な発想でにぎわいを創出する自主企画事業を実施する。</p> <p>○ボランティアを活用する。</p>	<p>・図書館の設置目的に合致した事業を実施する。</p> <p>・開催時期：通年</p> <p>・開催回数：月1回程度</p> <p>・規模：100～300人程度を対象とする事業以上の規模</p> <p>・イベントスペース、又は多目的ホールを使用する。</p> <p>・開催に要する経費は、指定管理者が負担する。</p> <p>・図書館の人材や図書資料等を活用することも可能</p>	<p>山梨県立図書館指定管理者業務仕様書(3イベントスペース等の管理)No.3の備考欄に記載する要件に該当する事業は実施できない。</p>
2	広報、利用促進に関する業務	<p>○施設の内容、利用方法及び催事の内容を広報・周知することにより、イベントスペース等の利用促進を図る。</p> <p>○図書館Webサイトへの情報入力を行う(図書館担当者と協議し、厳重なセキュリティ対策を講ずること。)</p>	<p>・交流エリアで開催されるイベント等の新聞・放送メディア・雑誌等への広報、広報用印刷物(ポスター、チラシ、招待状等)の作成、配布。</p> <p>・交流エリアの施設利用率を高めるため、新規利用者や施設の利用が見込まれる大学、団体等への営業活動を行い、施設のPR及び利用促進を図る。</p> <p>・図書館Webサイトへの情報入力に当たっては、図書館担当者と協議し、厳重なセキュリティ対策を講ずること。</p>	